

# 特定間伐等促進計画

福岡県 川崎町

平成21年8月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

間伐等の実施の促進に関する特別措置法第3条の規定により定められた県の基本方針によると、県下の間伐等の実施の促進に関する基本方針では、特定間伐等の実施の促進の目標として、平成20年度から平成24年度までの5カ年間に、37,500ha（年平均7,500ha）の間伐の実績を揚げており、これは平成16年度から18年度の実績と比較すると大幅な増加となっている。

川崎町の平成14年度から18年度の5カ年間の間伐実施面積は、約70ha（年平均14ha）であるが、県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、平成21年度から平成24年度までの4年間で80ha（年平均20ha）の間伐の実施を本町間伐促進計画の目標にする。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、さらに、本町の区域の範囲（別図のとおり）

## 4 森林施業受委託や施業実施協定の締結促進等、森林施業の共同化の促進に関すること

本町の森林は1ha未満の零細規模所有者が所有者の76%を占め、財産的価値の低い森林が多く、今まで森林施業を担ってきた所有者も高齢化が進み、財産的価値の低い森林に対しては後継者が育たず、森林の放置が進み森林の荒廃が加速されている。

また、零細所有のため、施業コストも高く、作業路開設も隣接地を通過するケースが多く、開設困難な箇所が多い。

この状況を踏まえ、本町の森林を健全化するためには、施業の共同・集約化、事業実施主体の計画的施業の推進、森林所有者の施業意欲の喚起が必要なため、森林組合等との長期施業受委託の締結・森林所有者の負担の少ない補助事業の活用・森林作業路の開設による施業コスト削減を図り、将来的に財産的価値のある森林を創ることを目的とする。

また、森林の持つ公益的機能も重視し、環境にも配慮した森林施業を推進する。

## 5 担い手の育成及び確保に関すること

当町には、昨年まで川崎町森林組合があったが、森林所有者の山ばなれにより事業量の確保が難しく、自立経営が困難なため解散となってしまったが、隣接する添田町森林組合の事業区域拡大により、森林施業の推進を行っている。

しかし、町内には作業班及び林業の担い手が少なく、ほとんどの森林作業は他町村の作業班に頼らざるを得ない状況である。

また、高齢化のため森林を財産保持的にでも自己管理する所有者も少なく、早急に林業の担い手を育成する必要があるが、若者の1次産業離れは激しく、収入の安定・労働環境の改善・作業の機械化等問題も多い。

このような状況の中、魅力ある林業経営を目指し、森林組合等と連携をとり、若者及び退職者の林業への就労を推進し、地域の林業後継者を育成する。

また、各種補助事業等を活用し、地域のリーダー等を育成する。

## 6 間伐事業の合理化に向けた取組の方向

本町の人工林面積の約75%がⅧ齢級以上の森林で、担い手の不足などにより間伐の遅れた林分が半数以上を占める。

また、小規模な森林所有者が多く、集約的な施業がなされないため、施業コストが高く、路網密度も低い。

今後は、森林組合等と長期施業受委託契約及び森林施業協定等により施業区域を団地化して施業コストの軽減を図り、関係森林所有者が多く開設しにくかった作業路等を計画的かつ有機的に開設し、伐期を迎える森林の素材生産コストを下げ、森林の財産的価値を高める。

このことにより、森林所有者の山ばなれを減少し、森林経営の意欲喚起に努める。